

福岡県フリースクール支援事業補助金 Q & A

問1 補助額は、どのように算定するのですか。

答 福岡県フリースクール支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」といいます。)第4条に基づき、①フリースクールの活動のために支出する経費から授業料等の収入額を引いた額 又は ②利用児童生徒数(申請年度の5月1日時点)に基準額(27万円)を乗じた額を比較し、いずれか低い方の額に、補助率1／2を乗じて算定し、予算の範囲内において、交付決定を行います(200万円以内)。

問2 法人において、フリースクール事業以外の事業も行っている場合、交付申請書に添付する収支予算書の作成範囲はどうなりますか。

答 フリースクール事業以外の事業も行っている場合、添付する収支予算書は、フリースクール事業分について記載ください。光熱水費等については、利用人数比で按分し算出して差し支えありません。収支予算書の作成の考え方は、従来と変更はありません。

問3 支出予算の額は、補助金申請額内訳書の1補助対象経費欄と一致しますか。

答 支出予算に補助対象外の経費がある場合、その金額分は、1補助対象経費欄に記載しませんので、一致しません。支出予算に計上されている経費全てが補助対象経費の場合は、1補助対象経費欄に記載する額と一致することになります。
補助対象経費は要綱第4条又は補助申請額内訳書を参照ください。

問4 収入予算の額は、補助金申請額内訳書の2収入欄と一致しますか。

答 2収入欄は、県補助金を含めない金額を記載するため、その金額分は一致しません。
このほか、2収入欄は1支出欄に充てるための収入を記載することから、支出予算に補助対象外の経費がある場合、その金額は1欄に記載されないため、その金額分は2収入欄からも控除することになります。

支出予算の全てが補助対象経費の場合は、2収入欄に記載する額と収入予算の額は、県補助金分が一致しないことになります。

問5 補助金申請額内訳書の2収入欄には、県補助金を含めずに記載することですが、1支出欄及び2収入欄とも予算書をもとに記載するため、2収入欄で控除する県補助金は、予算書の県補助額を用いてよいですか。それとも算定内訳書で算出された県補助額を用いるのですか。

答 いずれを用いても差支えありません。従来から、交付申請時点では、フリースクールが実施を予定している事業の予算をもとに補助金申請額内訳書を作成していたことから、交付申請時点では、予算をもとに作成して差し支えありません。
なお、事業終了後に、実績をもとに実績報告書を作成し、実績報告書に基づき補助金の額の確定が行われることになります。この手続きの流れは従来と変更はありません。

問6 フリースクール事業に係る支出は全て補助対象経費となりますか。

答 フリースクール事業に係る支出であっても、補助要綱上、以下の経費は補助対象外の経費となります。

(補助対象外経費の例) ※「1補助対象経費」欄には記載しません。

- ・フリースクールの土地・建物の購入費や賃借料
- ・フリースクールの建物の改修費
- ・エアコン設置費、パソコンの購入費、予備費など
- ・総会や理事会の開催に係る支出（法人の管理費に係る支出）
- ・講演活動事業に係る支出（フリースクール事業以外の事業）

問7 収入は全て補助金申請額内訳書の「2収入」に記載する必要がありますか。

答 フリースクール事業以外の支出にあてるための収入は記載する必要はありません。

フリースクール事業の支出にあてるための収入でも、補助対象外経費(問1に記載)にあてるための収入は記載する必要はありません。

※「2収入」の方だけ、全ての収入を記載すると「1補助対象経費－2収入」の差し引き金額が小さくなるためです。

(2収入に記載しない収入の例)

- ・補助対象外経費の支出にあてる収入

※例えば、授業料(例：100)のうち1割(10)部分を、補助対象外経費（建物の賃貸料）にあてることとしている場合、2収入欄には、授業料収入として90を記載してください。授業料(100)を全て補助対象経費にあてることとしている場合は全て(100)記載してください。

※授業料以外の入学金、国や民間団体からの補助金、寄付などの収入についても考え方は同じです。補助対象経費にあてるために受け入れる収入は記載します。ただし、そのうち補助対象外経費にあてることとしている部分の金額は記載する必要はありません。また、補助対象外経費にあてるために受け入れる収入についても、記載する必要はありません。なお、記載しない部分の金額については個々の実情に応じて算出して差し支えありません。

問8 補助金申請額内訳書に記載する5月1日時点での在籍している児童生徒の人数の考え方。

答 不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立を支援するための補助金であることから、不登校ではなく単なる学力アップや自然観察学習のために利用している児童生徒や、形式上フリースクールに在籍していても実際にフリースクールの利用実態がない児童生徒は、補助金の算定対象とする人数に記載することはできません。

問9 在籍児童生徒数×別に定める額よりも、補助対象経費から収入を控除した
(差し引いた)額の方が低く、補助対象経費から収入を控除した額の1／2が申請額となる予定ですが、残りの1／2分にあてる収入は、別扱いとして算定式の収入に含めなくていいですか。

答 問7で、補助対象外の支出にあてる収入は、算定式上の収入に含めないこととして差し支えないとしております。それは、補助対象外の別の支出にあてるために確保しておく必要があるためです。

今回の質問の場合も、交付される補助金があたらない残り1／2分にあてる収入であるため、別扱いとして算定式上の収入に含める必要はありません。